

認可外保育施設集団指導

(居宅訪問型保育事業（個人事業主）)

幼児教育・保育の無償化について

文京区 子ども家庭部 幼児保育課

特定子ども・子育て支援施設等とは

- ▶ 居宅訪問型保育事業者が無償化の対象事業者となるためには、文京区に申請し、無償化の対象施設としての確認を受ける必要があります。
→確認を受けた事業者を「特定子ども・子育て支援施設等」といいます。

1. 子ども・子育て支援施設等が区へ確認申請

2. 区が確認

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

- ▶ 特定子ども・子育て支援施設等は、子ども・子育て支援法第58条の4第2項に基づき、内閣府令で定める「運営基準※」に従い、特定子ども・子育て支援を提供しなければなりません。

※特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

1. 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録、記録の整備

運営基準第54条・第61条第2項

- ▶ 利用者、利用日、利用時間、利用内容を記録し、5年間保存しなければならない。
【記録の例】保育日誌など

2. 利用料及び特定費用の額の受領

運営基準第55条

- ▶ 保護者との間に締結した契約により定められた利用料の支払いを受ける。
- ▶ 特定費用（※）を徴収する場合は、あらかじめ、「使途及び額並びに理由」を書面で示し、保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

※特定費用とは・・・日用品、文房具、食事の提供に要する費用 等

3. 領収証及び特定子ども・子育て支援 提供証明書の交付

運営基準第56条

【領収証の交付】

- ▶ 利用料及び特定費用の支払を受ける際、その保護者に対し、領収証を交付しなければならない。
- ▶ 領収証は利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。

【特定子ども・子育て支援提供証明書の交付】

- ▶ 利用日、利用時間、利用内容、利用料等を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

4. 保護者に関する区市町村への通知、 記録の整備

運営基準第58条、第61条第2項

- ▶ 保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る区市町村に通知しなければならない。
- ▶ 通知に係る記録を整備し、5年間保存しなければならない。

5. 子どもを平等に取り扱う原則

運営基準第59条

- ▶ 子どもの国籍、信条、社会的身分等によつて、差別的取扱いをしてはならない。

6. 秘密保持等

運営基準第60条

- ▶ 業務上知り得た、子ども又はその家族の秘密を、退職（事業廃止）後も含め、漏らしてはならない。
- ▶ 小学校、その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならぬ。

7. 記録の整備

運営基準第61条第1項

- ▶ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

ご視聴ありがとうございました。

- ▶ 動画の視聴は以上で終了となります。
自己点検シートを記入し、指定の期日までに記入済みの自己点検シート及び必要書類を提出してください。